令和５年度第１回自然再生専門家会議　議事概要

日時：令和５年12月４日（月）　10:00～12:00
場所：オンライン会議（配信拠点：航空会館 502号室）
出席者（敬称略）：

（委 員 長）	鷲谷 いづみ			
（委　　員）	大河内 勇	萱場 祐一	小林 達明	佐々木 淳
	志村 智子	髙山 光弘	中村 太士	宮内 泰介
	守山 拓弥	山本 智子	和田 恵次	
（関係省庁）	環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省から関係者			
（事 務 局）	株式会社一成			

会議は公開にて行われた。（一般傍聴者35名）
冒頭、事務局からの推薦により鷲谷いづみ委員が委員長に選任された。また、委員長代理は大河内勇委員となった。

【議題１：「自然再生基本方針」の見直しについて】
資料２を用いて、自然再生基本方針の見直しについて、国際的な潮流や国内の動向、自然再生事業の進捗状況等を踏まえた論点（案）を報告した。委員による主な質疑応答は次のとおり。

「劣化した生態系の再生」への取り組み方について

○　原因を明示することが必要である。国際的な潮流は、オーバーユースに対する動きが大きいが、国内についてはオーバーユースだけでなく、アンダーユースの問題がかなり大きい。全体的に少し取り上げが足りないと感じる。また、外来種については、深刻な状況であるため、必ず入れるべきである。

○　自然再生事業は劣化した生態系の再生に寄与するため、当然書かれているのではないか。これから法制度化する民間の活動に対する認定と、自然再生推進法を上手く調和させて、自然再生基本方針に書き込むとよい。

○　環境の消失について積極的に打ちだす。地域の生態系の再生だけでなく、気候変動の将来予測やこれまで観測されている事実、生態系サービスの観点も踏まえ、実現可能性が高く、より望ましい生態系の姿を考えながら創出していく視点をもう少し加筆できるとよい。従来よりも生物相の変化や将来予測を踏まえた目標についても、積極的に検討できるような、あるいはエンカレッジできるような記述がよい。また、吸収源対策の強化の意義について積極的に記述し、自然再生が貢献できる流れを作るとよい。これに関連し資金面において、カーボンオフセット制度を利用し、生態系サービスの強化と合わせて民間企業との連携を奨励するなども考えられる。

○　福島第一原子力発電所の事故以降の福島を中心とした生態系の劣化は、非常に重要である。これまでは、基本的に事故の緊急対応という特別な問題として扱われてきたが、震災から10年が経ち、長期の視点で考えることが必要である。里山利用の減少や動物の行動圏の変化など、自然再生という観点で何等かの記述があってもよい。

○　日本では、生物多様性国家戦略に記載されている「４つの危機」のうちの３つの危機にあたることが、地域で具体的な原因として複合化し、今の状況が現れている。自然再生事業は科学を重視しており、法定協議会については原因を明らかにした上で、一番重要な点から事業を進めているように思う。気候変動適応策との関連も重要で、緩和策に

社会の関心が集まっている。全ての自然再生が、緩和策に寄与するかはわからないが、微粒炭や泥炭として貯留することができる自然再生は、カーボンニュートラルを超えて、カーボンネガティブに寄与するところが大きい。

30by30・OECM（自然共生サイト）等との連携について

○　技術や人材、資金を持っている民間企業もある。民間企業との連携を進めてはどうか。

○　OECMではインセンティブが検討されている。協議会は資金不足なため、インセンティブを付与し、連携することが重要である。

○　ボトムアップによる取組みは、OECMにて進めていくとハードルが低いと思う。自然再生事業で何を進めるか、あるいはOECMでどこを目指すか、整理いただきたい。

○　自然共生サイトに関する新しい法律の支援が明確になれば、自然再生事業実施地を自然共生サイトに登録するように勧めることも重要だと思う。全て別々で考えるのではなく、いくつもの事業や制度を利用しながら、劣化した生態系を再生し、地域を振興させるような自然再生事業に発展するとよい。

○　例えば、30by30において、30％を達成するために、再生が難しい氾濫原環境については再生せずに、他の再生しやすい生態系を再生して、数合わせされる可能性もあり得るが、どのような認識か。ボトムアップによる自然再生だけでは、やり易いところからの再生になってしまう。国土や地域スケールで大事な場所の再生をトップダウンで進めることも重要である。

⇒　ご指摘の点は重要と認識しており、生物多様性の見える化の検討を進めている。一方で、2030年までに酷く損なわれている自然を再生することは難しい点もある。ご指摘を踏まえながら、国内での対応を検討していきたい。

○　氾濫原の再生に関しては、河川で色々な事業が行われているが、自然共生サイトに登録できるかは、管理している国土交通省の考え方によるかと思う。あるいは、林野庁が行う人工林を自然性の高い森林に転換する事業地も自然共生サイトとするかなど、国をあげて自然共生サイトを増やしていくことが重要である。

国際的な潮流や国内の動向を踏まえた内容の強化・更新について

○　国際的な潮流については、気候変動などの空間スケールの大きな変化である。自然再生事業は、生態系と地域のコミュニティに根差したものを扱っているため、国レベルの枠組等との関連付けが重要である。また、自然再生のゴールを設定する上で、気候変動を考慮に入れないと、永久にゴールしない状況になっているようにも思う。

○　ブルーカーボンは、国内外で活動として始まりつつある。また、昨年度から国土交通省でブルーインフラといった用語が使われている。さらに、Jブルークレジットが試行段階であるが、数年前から開始されている。このような活動を、エンカレッジする意味で文言として加筆いただきたい。

○　気候変動による降雨量の変化倍率の試算に伴い、河道掘削が全国で行われつつある。河道掘削と自然再生が上手く結ぶ付くような方向性になってほしい。河川の分野では、自然再生推進法を使わずに独自の方法で湿地の再生が行われている。省庁独自の取組みの方向性を、上手く自然再生事業と結びつけるよう協力して頂きたい。

○　氾濫原は土砂が溜まるため、掘ることで湿地再生が可能である。掘ることで氾濫原の湿地が再生できるよう、河川整備計画に盛り込むとよい。

自然再生事業等の実施に係る課題等を踏まえた対応について

○　自然再生推進法が施行されてから20年が経過し、主体となる人たちの高齢化や人口の偏りが進んでいる。少しでも関心を持った方に適切な情報を届け、企業ボランティアな

どを進めるとよい。実施主体を増やさないことには自然再生事業が進まないため、そこに力を入れるべきである。

○　民間企業も様々である。既に労力として協力いただいているかもしれないが、これからは資金面も協力いただけるとよい。自然共生サイトでは「支援証明書」が発行される仕組みが検討されている。証明書は、国際的に活躍している企業にとっては重要であるため、法定協議会が自然共生サイトに登録することが重要と思う。

○　協議会同士の連携が重要である。毎年、自然再生協議会全国会議が行われ、情報交換が行われるが、常時、全国の法定協議会間で情報交換ができる仕組みがあるとよい。１つの協議会では解決できないこともある。それぞれの協議会で、強い部分や弱い部分があるため、別の協議会から力を借りれるような仕組みができるとよい。省庁の連携に関して、３省の役割が記載されているが、自然再生基本方針内の「国」とは３省を指すか。他の省庁も含めた協力体制があって、自然再生が進むと考える。

⇒　自然再生基本方針は閣議決定しており、政府全体の方針である。「国」と記載されている箇所は３省に限らず、「３省」と記載のある箇所は３省が行うという整理になる。

○　自然再生協議会全国会議のような場を続けると同時に、日常的に繋がる仕組みを考えることが必要である。環境コンサルタント会社が仕事として自然再生事業に関わることができると、自然再生事業がやりやすい。

「小さな自然再生」への取り組み方について

○　これまでの自然再生専門家会議においても、法定協議会にならない小さな自然再生の重要性はずっと議論されてきた。むしろ、自然再生基本方針の中でも、これを全面に出すことをお願いしたい。各地で出会う小さな規模の団体は、法定協議会化するには壁が高く、自然共生サイトについては情報が入らないところがほとんどである。このような団体をエンカレッジして支えるような自然再生基本方針になればいいと思う。

○　小さい規模の自然再生であっても、法定協議会に格上げできる部分もあると思う。法定協議会に格上げ可能という文面をいれたらどうか。また、「自然系博物館などに相談する」とあるが、「相談する」ではなく、「連携する」としてはどうか。

○　遺伝的系統分類が進んだ結果、狭い面積での分類が進み、生物種が増えているため、小さな自然再生の必要性は上がっている。このような団体を応援できたら望ましい。

○　小さい自然再生については、エンカレッジの方向に書き込むとよい。小さな自然再生については、劣化したサイトの再生活動と合わせて上手く記述すると、混乱も少ないのではないか。片方はインセンティブがあるが、もう片方はないということは、良くないと思うため、統一するとよい。

【議題２：その他について】

参考資料３～４を用いて、令和５年度自然再生協議会全国会議及び河北潟流域自然再生協議会現地視察の開催について、環境省及び事務局から報告があった。

以上